



GRIPS 文化政策ケース・シリーズ

The city of Kanazawa was the first to enact such regulations in Japan in 1968, aiming to prevent destruction of the traditional environment of the city, preserve the traditional environment in coordination with modern city, and pass it on to the next generation. The city of Kanazawa has been protecting the historic landscape of the city, through a zoning system for the traditional landscape, extending subsidies, and other related measures, trying to create a livable city and attain endogenous development.

金沢市

1. 金沢市の概要

都市・金沢の起源は約 460 年前に遡る。1596 年に始まる加賀藩政の都市建設によって 17 世紀後半には現在の中心市街地の原型となる城下町が完成した。金沢は歴史的に都市災害を免れてきており、その結果、城下町の歴史的町並みや用水、街路が広く残されてきた。また、自然風景も豊かである。中心市街地を挟んで流れる犀川と浅野川の二つの河川とそれに沿った三つの河岸段丘（卯辰山丘陵、小立野台地、寺町台地）の斜面緑地が地理的特質となっている。これらは金沢の歴史・風土を育んできた重要な景観要素である。

金沢市の面積は 467.77 k m² であり、うち可住地面積は 190.69km²、都市計画区域面積は 223km²、市街地区域面積 84.86km² である（2004 年段階）。

2007 年 9 月現在の人口は 455,634 人、人口密度は 974 人/km² である。

2. 金沢市の景観政策の変遷

2-1 概要

金沢市の景観政策の端緒は、1964 年に制定された「武家屋敷群地区の土塀・門などの修復制度」に求めることができる。その後、古都保存法（1966 年）に触発される形で 1968 年 4 月に歴史的環境の保存に関するわが国初の条例「伝統環境保存条例」が制定され、町並み保存の取り組みが本格化していく。古都保存法がその適用対象を奈良・京都・鎌倉に限り、また社寺建築等の歴史的価値を強化するための法令であるのに対して、一地方都市における景観整備について、しかも一般の民家や町並みをも対象に自ら法制度化したものとして当時全国でも先駆的であった（西村（編）、2003:110）。

以来、伝統的建造物から、用水、斜面緑地といった金沢市の特徴的な景観要素の保存・修

景を打ち出す一方で、伝統的町並みに対する群的な保存・修景から伝統的な町並みが比較的残存する地区（こまちなみ保存条例）、さらに全市域の個別の地区においてまちづくり協定を結び、保存の対象地域を拡大する（まちづくり条例）という二つの方向での拡大プロセスを辿って今日に至っている。

2-2 伝統環境保存条例

本条例は「伝統環境の保存育成と、近代的都市景観の創出を図ることにより、本市の個性ある美しい景観を形成して、後代の市民に継承すること」（第1条）をその目的とし、(1) 伝統環境保存区域の指定、(2) 区域内の建築・土地形質変更・木竹の伐採等の届出と助言、指導または勧告、(3) 伝統環境保存委員会と専門部会の設置、(4) 寺院の山門・土塀の修復、沿道修景のための生垣化等の助成の実施、を主な内容とした。当初、4つの保存地区（76.65ha）を設定していた。新たな景観条例が制定されるまでに、大きく5つの保存地域（422.89ha）が存在した（ひがし茶屋街を含む卯辰山西部とその周辺の浅野川地域、兼六園周辺、長町武家屋敷群周辺、泉寺町周辺の犀川流域、野田山墓地周辺）。

2-3 金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例

1989年に制定された「金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例」（以下、「景観条例」）の大きな特徴は、旧伝統環境保存条例にマンション対策となる高さ規制や「伝統環境保存区域」の他に「近代的都市景観創出区域」を加えたことである。条例の主な内容は、(1) 景観保全・整備区域の設定、(2) 景観形成基準の設置、(3) 区域内建築行為等の届出と助言、指導または勧告、(4) 指定保存対象物の認定、(5) 都市景観に影響のある行為に対する助言、指導または勧告、である。

伝統環境保存区域は、条例施行当初の13区域（422.9ha）から始まり、現在の36区域（1,885.9ha）に順次拡大されてきた。また、近代的都市景観創出区域として13区域（153.8ha）が指定された。総面積2,040.3haに及ぶ指定区域全体は8m～60mの10段階の高さ基準を設定、届出制を実施し、おおむねその効果を上げている（西村（編）、2003:113）。

2-4 茶屋街まちなみ修景事業

金沢市の景観行政上、極めて重要な位置を占めてきた茶屋街（ひがし茶屋街、にし茶屋街、主計町）に対し、市は1984年から茶屋建築の特徴である木虫籠の修繕への補助制度を設けた。これが現在の茶屋街まちなみ修景事業の原形である。

茶屋街まちなみ修景事業は旧主計町モデル地区保全修復事業として始まり、格子戸修復（1984年度開始）を手始めに、外観修復（1989年度開始）、新築修景（1993年度開始）を進めてきた。

2-5 こまちなみ条例

「金沢市こまちなみ条例」は1994年に制定された。本条例は、旧市街地の各所に残る、面的な広がりを持たないが風情を残す「ちょっとした良い町並み」を「こまちなみ」として守り、育て、その雰囲気を活かした風格あるまちづくりを推進し、ある程度の集積のある町並みを指定して歴史的建造物を核にして隣接の町並みへの保存修景へ波及させていく狙いがある。

なお、条例における「こまちなみ」の定義は、「歴史的な価値を有する武家屋敷、町屋、

寺院、その他の建造物またはこれらの様式を継承した建造物が集積し、歴史的な特徴を残す「まちなみ」である（第2条）。具体的には、(1)「伝統的建造物群保存地区」ほどの面的広がりや質の純粋性は持たないが、歴史的風情を残すちょっとした町並みで、(2)10戸程度でも町並みとしてのまとまりがあればよく、(3)伝統的な家を大切にしながら今住んでいる人たちの「生き生きとした生活感」を重視し、(4)江戸・明治・大正期、良質であれば現代の建物が混在してもよい、としている。

こまちなみ保存に関わる助成制度には建築物修景事業、保存建築物修景事業、外構修景事業、格子戸修復事業、防災施設整備事業、防災構造整備事業、保存団体の育成事業がある。現在までに、こまちなみ保存区域は武家系4箇所、町屋系6箇所の合計10箇所が指定されている。

2-6 金沢市用水保全条例

市内に残る約50本の用水を、まちなみの表情を醸し出す重要な要素として捉え、それらにより積極的な保全に努めるため、金沢市用水保全条例が1996年に制定された。

本条例は、「藩政時代から金沢のまちを網の目のように流れ、四季折々の風景を映し出し、市民生活にさまざまな恵みをもたらしてきた用水を、市民とともに保全することにより、潤いとやすらぎにあふれる本市固有の用水環境をはぐくみ、貴重な財産として後代に継承すること」（第1条）を目的とする。この条例において「用水」とは、「歴史的、地域的又は社会的に用水として市民に親しまれてきた河川又は水路」を指す（第2条）。たとえば長町武家屋敷群周辺では、大野庄用水と土堀の修復・整備による修景が早くから進められてきた。

2-7 金沢市斜面緑地保全条例

金沢の河岸段丘の斜面の緑を守る景観条例であり、1997年に制定された。市内には、浅野川と犀川を囲むように卯辰山、小立野台地、野田山の台地の斜面がある。

3. 眺望景観保全施策

近年の都市開発における中高層建築物による景観破壊を契機として、2001年度から眺望景観保全調査が進められ、翌年度には眺望景観に関するガイドラインが策定された。市では建築物の高さ基準を景観条例で定め、またこまちなみ条例や斜面緑地保全条例等で規制誘導の網掛けを細分化してはいるものの、市域のすべてで規制誘導できるわけではなかった。そこで、眺望景観ガイドラインの策定により、これまでの個別的な景観施策をつなげ、都市風景に自然風景を含めたより広がりのある総体的な風景計画へ高めていくことが狙われている。

眺望景観保全の基本的な考え方は、「眺望景観保全」（見通しの確保、背景の保全、阻害要因の低減）と「眺望景観の創出・育成」（視点場の確保・演出、保全対象要素の創出）を二本柱としている。

ガイドラインに示された眺望景観の評価基準に従ってA、B、Cランク（合計52地点）の眺望景観を選出している。Aランク眺望点を「重要眺望点」とし、以下の地点が選出された：(1)浅野川大橋（上流への眺望）；(2)東山ひがし茶屋街；(3)主計町；(4)兼六園；(5)金沢城公園；(6)犀川大橋（上流への眺望）。

